

京都市個人情報保護審査会答申第32号の概要

答 申 年 月 日	平成19年10月9日
請 求 内 容	復学について待たされた理由が分かる文書
請 求 者	法定代理人
所 管 課	教育委員会生徒指導課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公文書上に記載された個人情報には存在していない。</li> <li>2 事実を確認したところ、意見書の提出があり、同中学校に復学したい旨の意思表示がなされた。しかし、すでに新年度の学級編制が終了しており、生徒数が変わることであり、改めて学級を再編制するための時間が必要となった。</li> <li>3 このため、その旨を学校長から口頭で説明を行ったが、この説明は何らかの公文書に基づいて行ったものではなく、事実関係をそのまま伝えたものである。</li> </ol>
異議申立人の主張	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 京都市情報公開審査会会議録を見る限り、異議申立人側の都合と記載されている。</li> <li>2 異議申立人によって「何らかの条件を付けられた。」としているが、実施機関の不存在による非開示決定通知書の「開示請求に係る個人情報を保有しない理由」欄の記載によると、明らかに学校側の都合によるものである。</li> <li>3 本件は道徳・秩序正しいとは判断できない。差別を正当化している。正当か不当かは明確にすべきであり、事務行為を論点にしているレベルでない。地方自治法第2条第2項を根底に適切な処理を求める。</li> <li>4 復学は可能であるにも関わらず、調査課と生徒指導課の説明に矛盾がある。私は実態を求めており、文書の不存在はおかしい。</li> </ol>
審査会の判断	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施機関に対し、復学手続きを進める過程で作成された学級編成等に係る決定書、あるいは、生徒指導要録、外国人就学票やその他の文書の存否と、仮にそれらの文書が存在した場合に復学について待たされた理由が直接記載されていなくても、それに関連した記載がないかの確認を行った。その結果、実施機関から(ア)学級編成や教員の増員要求に係る決定書は存在するが、復学について待たされた理由は直接記載されていない(イ)生徒指導要録は存在するが、復学について待たされた理由は直接記載されていない(ウ)外国人就学票は存在しない(エ)その他の文書は存在しないとの説明があった。</li> <li>2 当審査会としては、(イ)、(ウ)及び(エ)は、不当であるとは認められない。しかし、本件請求の趣旨は厳格にその理由を記載されたものに限定せず復学手続きに関連して学級編成等に日時を要した理由が記載されている文書をも含めたものであると見るのが相当であると考え。そこで、(ア)は、当時の学級編成に係る経過の一端が記載されているものが含まれており、当該文書は、異議申立人が開示を求めている文書に該当するものと判断する。</li> <li>3 このことから、当審査会は、実施機関が行った本件処分を取り消し、改めて、(ア)の文書を本件請求に係る個人情報として特定し、開示又は非開示の決定を行うべきであると判断する。</li> </ol>